

栃木市マスコットキャラクター「とち介」
デザインマニュアル



施行：平成 26 年 3 月 28 日
改訂：令和 6 年 3 月 14 日最終改訂

栃木市総合政策部広報課

★はじめに

栃木市マスコットキャラクター「とち介」は、栃木市のPR等を目的に活動しています。このマニュアルは、とち介が皆様の身近なところで愛され、親しまれ、多くの皆様に使用していただくために、デザインを使用するにあたって基本的なルールをまとめたものです。

本マニュアル及び「栃木市マスコットキャラクターデザインの使用に関する要綱」をご確認いただいた上で、積極的にデザインをご使用ください。



★もくじ

- はじめに/もくじ/使用上の注意・・・1
- 1. 申請の注意事項・・・・・・・・・・2
- 2. デザイン使用の注意事項・・・・・・・・3
- 3. 商品等完成後の注意事項・・・・・・・・11
- 4. 留意事項・・・・・・・・・・12

★使用上の注意

栃木市マスコットキャラクター「とち介」に関する一切の権利は、栃木市に帰属します。個人利用等を除き、必ず栃木市に事前申請を行い、承認を受けてください。

なお、事前申請を必要としない場合でも、本マニュアルに記載の事項を遵守していただく必要がありますので、必ずご一読ください。

■問合せ先

栃木市総合政策部広報課

〒328-8686 栃木県栃木市万町 9-25

TEL：0282-21-2315

FAX：0282-21-2673

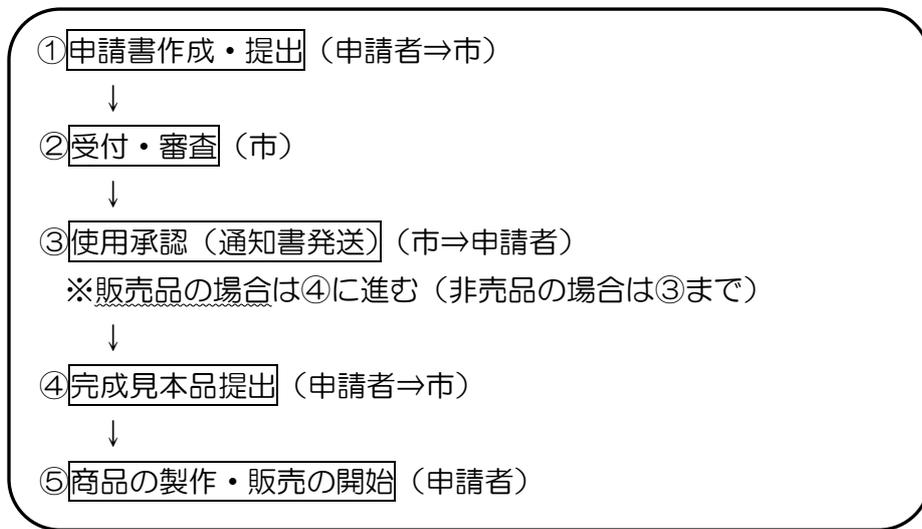
E-mail：city-promotion@city.tochigi.lg.jp

URL：<http://www.city.tochigi.lg.jp>

1. 申請の注意事項

(1) 申請手続きの流れ

とち介のデザイン使用を希望する場合、個人利用の場合を除き、原則として市に事前申請を行い、承認を受けてください。手続きの流れは次の通りです。



- ・申請から承認まで2週間程度かかります。なお、商品が立体の場合や、デジタルな用途（アプリケーション等）の場合などは、更に日数を要することがあります。

(2) 申請に必要な書類

- ① 栃木市マスコットキャラクターデザイン使用承認申請書（要押印、原本提出）
- ② 商品、印刷物等の見本または写真、図案等（商品タグや台紙に使用する場合、その図案も）
- ③ 会社概要・パンフレット等（法人の場合）

- ・申請書は市ホームページ「とち介の部屋」内に掲載しています。

<http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/menu000012000/hpg000011316.htm>

- ・書類等は下記まで郵送するか直接お持ちください。

〒328-8686 栃木市万町 9-25 栃木市広報課（市役所3階）

- ・複数の商品で使用する場合、商品ごとに申請書が必要です。

（例：キーホルダーとぬいぐるみを製作することに使用する場合、それぞれに申請書を提出）

(3) その他申請に関する注意事項

- ・とち介は栃木市のキャラクターですので、特定の個人や企業、商品等を推奨するような使い方はできません。但し、市内に本拠地を置き、全国規模で活躍するスポーツチームについては、市のPRに著しく寄与すると認められるため、とち介がチームロゴを保持したデザイン等を認めます。
- ・とち介の「写真」を使用する場合にも、申請が必要です。
- ・商品等の製作を第三者に委託する場合は、依頼者名で申請が必要です。
- ・とち介のイメージを損ねる恐れがあると判断した場合、社会通念上不適切と判断した場合には、申請が不承認となります。

2. デザイン使用の注意事項

(1) 色表示規定

デザインの配色は、下記に定める色表示規定に従って使用してください。印刷の制限により規定色が使用できない場合は、スミまたは単色表示し、その他の使用は避けてください。

【カラー】



頭の瓦部分・目・マント・線

	C	60%
	M	40%
	Y	40%
	K	100%

肌・頭巾部分・袴の線

	C	0%
	M	0%
	Y	0%
	K	0%

頬

	C	0%
	M	75%
	Y	100%
	K	0%

【単色】



頭の瓦部分・目・マント・線

	ベタ	100%
--	----	------

肌・頭巾部分・袴の線

		0%
--	--	----

頬

	アミ	55%
--	----	-----

(2) デザインバリエーション

デザインの種類は、下記のポーズを定めます。使用にあたっては、ここに定めるポーズを正しく使用してください。なお、デザインは随時追加します。



1 基本A



2 基本B



3 後ろ



4 横向きA



5 横向きB



6 斜め



7 斜め後ろ



8 やあ



9 スキップ



10 スキップ後ろ



11 バンザイ



12 いちごA



13 そば



14 にらめっこA



15 にらめっこB



16 いねむり



17 市草A



18 横スキップ



19 顔だけA



20 顔だけB



21 顔だけC



22 ごめん



23 和服



24 獅子舞



25 サッカーA



26 チョコレート



27 おかき



28 こいのぼり



29 水泳



30 ハート



31 まるフラッグ



32 ぱつフラッグ



33 おすわり A



34 おすわり B



35 こまった A



36 こまった B



37 メモ



38 読書 A



39 読書 B



40 歯ブラシ



41 マウス操作



42 タイピング



43 プレゼン



44 和食



45 洋食



46 エレキギター



47 交通安全



48 バス



49 ホース



50 まとい



51 ジャがいも
入り焼きそば



52 ぶどう



53 ラグビー



54 手洗い



55 おだんご



56 ぐっすり



57 応援



58 横おすわり



59 おまつり



60 デスクワーク



61 マイク



62 野球



63 サンタクロース



64 リース



65 スニーカー



66 自転車



67 ボート競技



68 なぎなた



69 フライング
ディスク



70 ハンドボール



71 フットベース



72 タグラグビー



73 カヌー



74 まもる



75 近代五種



76 すもう



77 カメラ



78 卓球



79 えいえいおっ



80 サッカーB



81 白衣



82 うがい



83 マスク



84 フライパン



85 トーチA



86 トーチB



87 みあげる



88 パティシエ



89 いちごB



90 秋まつり



91 船頭



92 救急



93 救助



94 消防指令室



95 市章B



96 ハロウィン



97 顔だけD



98 ハイキング



99 あじさい



100 花束



101 Team ロゴ

(3) デザイン使用の原則

①本マニュアルに示された「とち介」のデザインを変形させたり、パーツの一部を欠落させたりなど、マニュアルと異なるデザインを使用することはできません、

(例1) 長体をかける



(例1) 平体をかける



②キャラクターの一部を省略したり、変更して使用することはできません

(例1) 一部を省略する



(例1) 表情を変更する



③指定した規定色以外の色を使用することはできません



④原則として、とち介のデザインに他の図形を重ねることはできません。

但し、一般的なデザインパーツ等から“覗く”使い方の場合は、下記の事項を遵守し、且つとち介のイメージを損なわない範囲で使用を認めます。

ア. 屋根の「つま」は全て表示しなければならない。



イ. 顔のみのデザインを使用する場合は欠けた部分があってはならない。



ウ. 縦・横とも全体の3分の2以上を表示しなければならない



エ. とち介のデザインに文字やロゴを重ねてはならない。



⑤とち介にセリフや吹き出しを付けることは可能ですが、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方はできません。また、とち介のキャラクターにない、趣味・嗜好・思想等を表すことや、特定の商品・企業等を推奨するような使い方はできません。

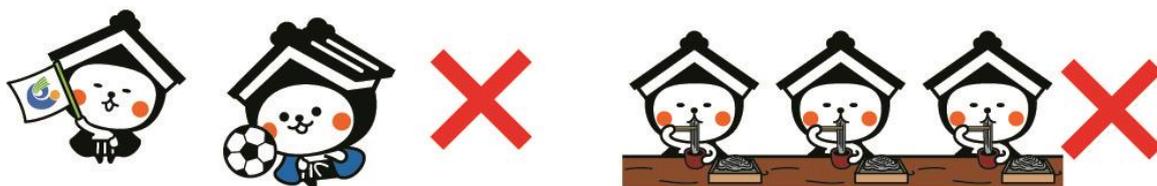
*とち介の一人称は「ぼく（漢字、カタカナ表記不可）」とします。



⑥とち介が複数存在するような配置はできません。

(例1) とち介がとち介自身を応援しているような配置

(例2) とち介がならんで食事をしているような配置



⑦キャラクターデザインと背景の色が混同しないように使用してください。

(例：背景が黒のものに印刷する場合、とち介デザインの周りを白で縁取りする)



⑧とち介のデザインに近い場所に企業名・商品名等を配置すると「おすすめ」と捉えやすいため、修正をお願いする場合があります。

⑨とち介が物を壊す、他者を攻撃・排除するなど暴力を連想させる表現は禁止です。
 (効果線や周囲に配置する文言、背景も含まれます。)

(例1) とち介自身が追い払う、相手を
 痛めつけているような表現



(例1) とち介がアクションをした結果、
 トラブルが発生したとする表現



* 特に注意が必要な絵柄は、個別に注意事項を記載します。ご確認の上デザインを行ってください。(ai データには同様の注意書きを添付しています。)

キャラクター名
 栃木市マスコットキャラクター
 とち介

パターン名
 68_ なぎなた

クレジット表記
 ©2014 栃木市とち介 © 栃木市
 *データの転用、分解してパーツとしての使用は禁止
 *とち介が暴力をふるっている、何かをやっつけていると連想できる表現 (効果線・背景・文言含む) の一切を禁止します。
 *デザイン使用要綱、デザインマニュアルの注意事項も必ずご確認ください。
 F190926

キャラクター名
 栃木市マスコットキャラクター
 とち介

パターン名
 69_ フライングディスク

クレジット表記
 ©2014 栃木市とち介 © 栃木市
 *データの転用、分解してパーツとしての使用は禁止
 *とち介が何かに投げつけて壊す、やっつける等暴力行為を連想させる表現をする事一切を禁止します。(効果線・背景・文言含む)
 *デザイン使用要綱、デザインマニュアルの注意事項も必ずご確認ください。
 F190926

キャラクター名
 栃木市マスコットキャラクター
 とち介

パターン名
 70_ ハンドボール

クレジット表記
 ©2014 栃木市とち介 © 栃木市
 *データの転用、分解してパーツとしての使用は禁止
 *とち介が何かに投げつけて壊す、やっつける等暴力行為を連想させる表現をする事一切を禁止します。(効果線・背景・文言含む)
 *デザイン使用要綱、デザインマニュアルの注意事項も必ずご確認ください。
 F190926

キャラクター名
 栃木市マスコットキャラクター
 とち介

パターン名
 71_ フットベース

クレジット表記
 ©2014 栃木市とち介 © 栃木市
 *データの転用、分解してパーツとしての使用は禁止
 *とち介が何かに蹴りつけて壊す、やっつける等暴力行為を連想させる表現をする事一切を禁止します。(効果線・背景・文言含む)
 *デザイン使用要綱、デザインマニュアルの注意事項も必ずご確認ください。
 F190926

キャラクター名
 栃木市マスコットキャラクター
 とち介

パターン名
 74_ まもる

クレジット表記
 ©2014 栃木市とち介 © 栃木市
 *データの転用、分解してパーツとしての使用は禁止
 *とち介が武力を以て何かを妨害する、やっつける事を連想できる表現 (効果線・背景・文言含む) の一切を禁止します。
 *デザイン使用要綱、デザインマニュアルの注意事項も必ずご確認ください。
 F190926

キャラクター名
 栃木市マスコットキャラクター
 とち介

パターン名
 75_ 近代五種

クレジット表記
 ©2014 栃木市とち介 © 栃木市
 *データの転用、分解してパーツとしての使用は禁止
 *このイラストはスポーツ競技を示すものです。暴力行為を連想させる表現をする事一切を禁止します。(効果線・背景・文言含む)
 *デザイン使用要綱、デザインマニュアルの注意事項も必ずご確認ください。
 F190926

(4) クレジットの表記

- ①キャラクターデザインには、「栃木市マスコットキャラクターとち介」もしくは「©2014 栃木市とち介」の表記を付してください。ぬいぐるみなど立体物の場合には、タグや底面等に表記することも可能です。(スペース等の都合で表記が難しい場合には応相談)
- ②「とち介」の文字の表記について、フォント等の書体は問いません。但し、「とち介」以外の表記を希望する場合は、次の扱いとなります。
可 ⇒とち介、Tochisuke、tochisuke、TOCHISUKE
不可⇒栃介、とちすけ、トチスケ、とち☆介、Tochi♡suke 等

(5) 商品等の名称

- ①市の公式商品と誤認されることを防ぐため、とち介と商品名を直接結びつけた名称をつけることはできません。
×「とち介ぬいぐるみ」 ⇒○「とち介のぬいぐるみ」
×「とち介キーホルダー」⇒○「とち介柄キーホルダー」
×「とち介Tシャツ」 ⇒○「Tシャツ(とち介柄)」
×「とち介チョコ」 ⇒○「チョコ(とち介バージョン)」
- ②商号や店名への利用はできません。
×「とち介不動産」
×「とち介コーヒー店」
×「とち介青果店」
- ③その他、商品等の形状やパッケージがとち介に関係ないと判断される場合、「とち介」の名称を使用することはできません。

(6) その他デザイン使用に関する注意事項

- ①キャラクターデザインの高解像データ(AI)が必要な場合、使用承認後に提供することが可能です。但し、承認した申請以外での使用は固く禁じます。
- ②デザインマニュアルに示していない新規のデザインを使用したい場合は、栃木市が指定するデザイナーに作成を依頼し、使用することが可能となりますので、ご相談ください。なお、その際のデザイン料は申請者の負担とし、著作権を含む全ての権利は栃木市に帰属します。また、作成したデザインは、どなたにでもお使いいただけるものとして、デザインマニュアルに追加されます。なお、特定の企業デザインや、商品・団体のロゴを使用したデザインは作成できません。

3. 商品等完成後の注意事項

(1) 使用期間

デザインの使用期間は、承認から最大で2年間です。使用期間満了後も使用を継続する場合には、使用承認申請書(更新)の提出が必要です。なお、期間満了後において、商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容を変更しない限り、申請書の再提出は不要です。

(2) 承認番号の記載

デザイン使用承認通知書にて、承認番号を通知しますので、原則としてキャラクターデザインの周囲または商品タグ・説明書等に記載してください。なお、非売品の場合の記載は任意です。

(3) 現物の提出（※販売品の場合）

販売する商品に関しては、使用承認を受けたら、商品を栃木市広報課へ2点提出してください。（郵送可）但し、物が高価である、僅少であるなど、商品の提出が困難な場合、ご連絡ください。

(4) 市ホームページへの掲載（※通年販売品の場合）

通年で販売する商品に関しては、「商品カタログ」として、市ホームページに掲載しますので、販売開始になりましたらご連絡ください。なお、掲載する商品の写真については市で撮影しますが、希望がある場合にはメールでご提出ください。

(5) 「販売実績報告書」の提出（※販売品の場合）

デザイン使用による経済効果の検証のため、販売する商品に関しては、年1回「販売実績報告書」のご提出をお願いします。報告書には、当年度（4月1日～翌年3月31日）の売上を記載いただき、4月30日までにメール・FAX・郵送・窓口のいずれかでご提出ください。

(6) デザイン等の変更・追加

使用承認期間中に、商品の希望小売価格、販売場所等に変更・追加が生じた場合、「デザイン使用変更申請書」の提出が必要です。なお、更新の際に、変更・追加が生じた場合は、「使用承認申請書（更新）」に変更・追加内容を記載いただければ、「デザイン使用変更申請書」の提出は必要ございません。

4. 留意事項

(1) 市の責任

キャラクターデザイン及び商品等に起因する事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとします。市は、本商品の使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。

(2) 法令順守

使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守するとともに、消費者等に誤認や誤解を与えないように表記してください。

(3) 権利

使用許諾は、栃木市が著作権を有するち介のデザイン、写真、文言を使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利は発生しません。